

川 建 管 発 第 5 号
令和 4 年 1 月 1 3 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和 3 年 1 0 月 2 7 日執行の建設部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（建設管理課）

建設管理課の備品の管理において、公印の取り扱いが川口市公印規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

指摘を受けた建設管理課管理の市長印のうち、建築課に持ち出し使用していた営繕専用印については、川口市公印規則に則り、建設管理課に配置し、管理を行うこととした。

使用頻度の高い道路・河川専用印については、令和 4 年 4 月 1 日からは、川口市公印規則を改正し、公印管理者を使用件数が最も多い道路維持課長に変更することとした。

